

汚職防止法の改正

2013年汚職防止法（“Corruption Elimination Law”）を改正する法律が、2014年7月23日に成立した。これは、ミャンマーにおける汚職防止の体制をより効果的なものにするを狙いとしている。

ミャンマーで昨今成立した汚職防止法が、2014年7月23日に改正された。改正による現存の汚職防止法への主な変更は二点あり、第一に、法文中の「贈収賄」（“bribery”）という文言が、すべて「汚職」（“corruption”）に置き換えられた。第二に、汚職防止法に基づき組織される汚職防止委員会（“the Anti-Corruption Commission”）の各委員の地位が、連邦大臣または副大臣と同等の地位へと引き上げられた。また、この改正により、汚職防止法に基づいて組織される各種の作業部会やチームのメンバーは、公務員として扱われることになった。汚職防止委員会は、本年2月、様々な経歴を持つ政府または軍の旧職員15名が指名されて組織されている。「贈収賄」から「汚職」への表現の変更ににかかわらず、汚職防止法の適用範囲は変更されていない。

環境保全規則が成立

環境保全森林省（“the Ministry of Environmental Conservation and Forestry”）は、2014年6月5日、ついに環境保全規則（“the Environmental Conservation Rules”）を成立させた。

環境保全規則（以下「規則」）は、環境保全局のウェブサイトにおいて公表され、環境政策及び2012年環境保全局法の施行枠組みを詳述している。規則により、環境保全森林省には、環境保全委員会（“the Environmental Conservation Committee”）の承認のもと、（a）環境破壊を引き起こした個人または団体が負担する責任の金額、（b）環境サービスや天然資源の採集に従事する個人または団体が環境管理基金（“the Environmental Management Funds”）に寄付すべき金額、を決定する権限が与えられた。

また、環境保全森林省には、（a）環境影響調査（“EIA”）を行うべき計画、事業、サービスまたは投資、（b）環境破壊のおそれがあるため事前に環境保全森林省の許可を得る必要がある事業、作業場所または工場、を指定する権限が与えられた。二つ目のリストについては、連邦政府の承認及び環境保全委員会の確認が必要とされている。しかしながら、仮に、計画、事業、サービスまたは投資が環境影響調査を行うべきものに該当しない場合にも、環境保全森林省は、実際に環境影響調査が必要であるか否かを判断するため、なお、初期環境調査を求めることが可能である点に留意することが重要である。また、企業は、環境影響調査の実施機関を指定する前に、環境保全森林省の確認を受けなければならない。

外国会社が「商業」分野において徐々に承認されることに

外国会社は、2015年までに、これまで禁止されていた「商業」（“Trading”）分野への参入を認められるだろう。

ミャンマーのメディアの間では、ミャンマー政府が、外国会社に対して現在課している「商業」の制限を解除することを検討している、との報道が広まっている。政策変更の範囲やスケジュールに関してミャンマー政府の公式なコメントは何ら発されていないものの、この制限は、2014年末までに撤

廃されるものと見込まれている。もっとも、この政策変更は、すべての「商業」への制限を対象とするものではなく、分野ごとの個別判断となるものと思われる。

この変更は、ミャンマーへの外国投資をさらに促進、整備するための政府の推進策の一部であり、また、ミャンマー市民と外国人との間で現在は区別されている投資法制を、整理統合するための一つの要素であるとみられている。統合化された投資法制は、外国法人に対する「商業」の制限を取り除く公正かつ公平な取扱いによって、国内および国外の投資家に対等な競争の舞台を提供するものと期待される。